3　業種別償却資産の具体例

（　）内の数字は、各資産の耐用年数です。※使用目的等により変更になる場合があります。

業　　種	対象となる主な償却資産の例示
共　　通	受変電設備（15）、看板（10 又は 20）、屋外広告塔（10 又は 20）、舗装路面（10 又は 15）、外灯（10）、テナント内部造作（10 又は 15）、緑化施設（20）、庭園（20）、ネオンサイン（3）、キャビネット（15）、応接セット（8）、コピー機（5）、タイムレコーダー（5）、テレビ（5）、エアコン（6）、金庫（20）、机・椅子（8又は 15）、パソコン（4）、LAN 設備（10）、レジスター（5）、外構工事（フェンス（10）・植栽（20））など
飲　食　業	カウンター（5）、室内装飾品（8又は 15）、カラオケ機器（5）、自動販売機（5）、ステレオ（5）、放送設備（6）、タオル蒸器（5）、冷蔵庫（6）、ガスレンジ（6）、厨房用品（5）、製麺機（10）、日よけ（8又は 15）など
理・美容業	理・美容椅子（5）、消毒殺菌機（5）、タオル蒸器（5）、洗面設備（5）、ドライヤー（5）、サインポール（3）など
クリーニング業	洗濯機（13）、脱水機（13）、ドライ機（13）、スリーブ（13）、プレス（13）、モーター（13）、ミシン（13）など
ホテル・旅館業	ベッド（8）、カラオケ機器（5）、製氷機（6）、厨房設備（5）、自動販売機（5）、電話交換設備（6）など
医療・薬局業	陳列ケース（8）、ベッド（8）、薬品戸棚（8）、エックス線装置（6）、厨房設備（5）、心電計（6）、消毒殺菌用機器（4）、手術台（5）、歯科診療用ユニット（7）、光学検査機器（6又は8）、保育器（3又は5又は 10）、顕微鏡（8）、冷蔵庫（6）など
小　売　業	ショーケース（6又は8）、陳列ケース（6又は8）、冷蔵ストッカー（4）、日よけ（8又は 15）、店舗用簡易装備（3）、間仕切り（3）、冷蔵庫（6）、冷凍庫（6）、肉切機（9）、照明設備（15 又は 30）、電子秤（5）、自動販売機（5）など
金属製品組立加工業	旋盤（10）、プレス（10）、ボール盤（10）、定盤（10）、フライス盤（10）、シャーリング（14）、カッター（10）、グラインダー（5）、モーター（10）、コンプレッサー（10）、溶接機（10）、クレーン（12）、検査工具（5）、治具（3）、取付工具（3）など
不動産賃貸業	立体駐車場の機械部分（15）、外構工事（フェンス（10）・植栽（20））など
娯　楽　業	パチンコ器（2）、パチンコ器取付台（島工事）（5又は 10）、ゲーム機（3）、両替機（5）、カラオケ機器（5）、スクリーン設備（5）、ボウリング場用設備（5又は 10）、ゴルフ練習場用設備（8又は 17）など

4　建築設備における家屋と償却資産の区分

家屋（建物）には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、消火設備、運搬設備などの家屋と一体となって家屋の効用を高める建築設備が取り付けられていますが、固定資産税においては、家屋と償却資産を区分して評価しています。このうち、取り外しが容易で別の場所に自在に移動することができるもの、屋外に設置された配線または配管、特定の生産または業務の用に供されるもの等については、償却資産として取り扱います。

5　賃貸ビル等に附加施工された内装、造作、建築設備等について

賃貸ビル等を借り受けて事業をされている方（テナント等）が、ご自身の費用により附加施工または譲渡等によって取得された内装、造作、建築設備等で事業の用に供することができる資産については、地方税法および本市市税条例により、賃貸ビル等を借り受けて事業をされている方を所有者とみなし、その内装、造作、建築設備等を償却資産とみなして課税することとなります。この場合、賃貸ビル等を借り受けて事業をされている方が、当該附加施工した資産について償却資産（構築物等）として申告していただく必要があります。